平成２３年（フ）第１５３３号
堺市北区常磐町３丁17番地４　シャルマンフジ北花田101号、前住所堺市北区奥本町２丁２番地１
債務者　時　　愛子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
堺市北区新金岡町２丁１番６―140号、前住所宮崎県日南市大字西弁分4861番地
債務者　理容ＥＸファミリーこと　田村　裕二（旧姓糸山）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
大阪府高石市高師浜２丁目２番17号
債務者　上田　益男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
大阪府高石市綾園３丁目15番34号、前住所大阪府高石市東羽衣６丁目１番１―126号
債務者　小川　政子（旧姓南田）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
堺市西区鳳西町３丁８番地８　メゾン優翠201号
債務者　山﨑　　裕
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
堺市堺区向陵東町１－９－５　フレグランス三国ヶ丘201、住民票上の住所堺市西区鳳東町７丁770番地１　サンライズマンション鳳東305号
債務者　田村　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
大阪府河内長野市木戸東町７番18―105号
債務者　横山　知広
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
香川県三豊市高瀬町新名1184番地２
債務者　田尾　五月
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３７号
香川県三豊市高瀬町新名1184番地２
債務者　田尾　　博
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１６５号
熊本市北区植木町木留140―１―Ｃ―105、住民票上の住所熊本県玉名市向津留363番地
債務者　古荘　真理
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０３号
熊本市南区合志２丁目５番20号
債務者　溝口　直子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０５号
熊本市東区小山２丁目６番116号　エレガンスハイツ満永106、住民票上の住所熊本市北区植木町木留145番地７
債務者　最勝寺一弥
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町2731番地３
債務者　**柳**橋　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目10番３号赤嶺住宅301
債務者　川満めぐみ
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１号
北海道伊達市長和町501番地25、前住所北海道伊達市館山下町３番地109
債務者　佐々木基成
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
神奈川県秦野市北矢名336番地の24　東海大学前第６アパート101号
債務者　住田　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
神奈川県秦野市堀山下606番地の１　グランシャリオⅡ―405号
債務者　清水　公江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部